

(別表1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

1. 現状

(1) 地域の災害等リスク

①地域の概要・立地

本町は、鳥取県のほぼ中央部を南北に貫流し日本海に注いでいる天神川の水源地帯であり、天神川をはじめ、三徳川・小鹿川・加茂川・加谷川・福本川等の河川の流域である。東西が24Km、南北が19Kmで、総面積は233.52Km²を有している。

東は鳥取市に接し、西は倉吉市、北は湯梨浜町、南は山陰・山陽に区分する中国山地を境として岡山県真庭市と鏡野町に接している。

また、本町には中国山地の分脈があり、大勢を3分する急峻な地形で形成され、三国山(1,213m) 津黒山(1,117m) 若杉山(1,021m) 等、1,000m級の山嶺が続き、総面積の90%が山林原野となっている。急峻な中国山地の影響で、急流河川や急斜面が多く、土砂災害警戒区域・特別警戒区域が多数存在しており、大山の噴出物である火山灰土や花崗岩が風化した真砂土に広く覆われた土地では、大雨による土砂災害の素因を有している。

これらの山々から源を発する天神川・三徳川・加茂川・小鹿川は、合流して、県中部の倉吉平野を貫流する一級河川天神川として日本海側の沃野を養っている。

地勢の大部分を山岳が占めるため、耕地は河川に沿って帯状に細長く、農業用水等の導水には地形が急峻であり、河川の河床が低いと不利な条件にある。道路は麓の低地を縫って走り、64の集落が点在している。

②気象概況(気温、降水量)

本町の気候は、地勢的に中国山地による気象に支配されており、中国地方を小気候区に分類すると、中国山地型気候区に属する本地域の気候は、日本海型気候に区分され、冬は北西からの季節風によって降雪が多い地域となっている。

隣市である倉吉市のデータを見ると、平均気温は14.6度、降水量は年1,746mmで、冷涼多雨な気候であり、降雪期間は12月から3月となっている。

近年では、全国的な短期的・局地的豪雨の影響から、平成23年の台風12号による豪雨等、土砂災害による被害も発生するようになっており、今後も短期的・局地的豪雨による記録的な時間降水量・日降水量の増加と、それに伴う浸水被害や土砂災害の増加が懸念される場所である。

さらに、本町において積雪は、地域生活の営みの一部であるものの豪雪地帯に指定されており、過去には、大雪災害により住宅被害や積雪による交通途絶などの被害も発生している。

③災害リスク

本町で起こる災害のほとんどは、自然現象によるものであり、主として洪水・暴風雨によるものである。過去の災害状況をみると、昭和34年の伊勢湾台風、昭和36年の第2室戸台風において、道路・橋・農地等に多大な被害を受けている。

また、農林関係の被害が甚大であった昭和62年の台風19号、土石流の発生や床下浸水等が相次いだ平成10年の台風10号による被害が大きい。

震災は、昭和58年の鳥取県中部地震において小鹿・三徳地区を中心に建物被害や道路・農地・水路といった施設被害が多く発生した。

近年では、平成28年の鳥取県中部地震において、多数の建物における屋根被害が報告され、町内全域において道路、山林等が崩壊する被害が確認されている。

大火災は、昭和36年に大規模な山火が発生し、町内20戸を越す民家に避難指示が出された。火は隣町にも延焼し、12時間程度燃え続けた本山火事は、県内でも歴史に残る大火災である。

(洪水：ハザードマップ)

三朝町のハザードマップによると、三朝町商工会が立地する地域では、浸水想定はないものの、町役場等が位置し、隣接する倉吉市への幹線道路が通っている地域においては、5 m以上の浸水が予想されている。

(土砂災害：ハザードマップ)

三朝町のハザードマップによると、町内のほとんどの地域が、地滑り等、土砂災害が生じる恐れがあるエリアとなっており、三朝町商工会がある三朝地区においても、急傾斜地の崩落等の危険がある。

(地震・津波：J-SHIS)

地震ハザードステーションの防災地図によると、震度5弱以上の地震が今後30年間で63.9%以上の確率で発生するとされている。

なお、中山間地である本町では、津波被害は想定していない。

(感染症（新型コロナウイルス感染症、新型インフルエンザ）)

鳥取県における新型コロナウイルス感染症による感染者数は、令和4年1月末時点で3,594件であり、今後とも基本的な感染対策は徹底していく必要がある。

また、2009年の新型インフルエンザによるパンデミックにも見られるように未知のウイルスに対する対策は常に考えておく必要がある。

(2) 商工業者の状況（本会調べによる）

- ・商工業者数 203人
- ・小規模事業者数 166人

【内訳】

業種	商工業者数	小規模事業者数	備考（事業所の立地状況等）	
商工業者	建設業	43	43	町内に分散している
	製造業	11	8	町内に分散している
	卸・小売業	35	27	三朝地区に集中している
	飲食・宿泊業	46	36	宿泊業は三朝地区に集中している
	サービス業	46	43	町内に広く点在している
	その他	22	9	町内に広く点在している

(3) これまでの取組

ア 三朝町の取組

- ・地域防災計画の策定（最終改定 令和元年2月）、防災訓練等の実施
- ・防災、感染症等対策備品の備蓄（簡易パーテーション等）
- ・三朝町業務継続計画（新型コロナウイルス等感染症編）の改訂
- ・災害時の物品提供について事業者と協定を締結（鳥取県生活協同組合、コメリ）

イ 三朝町商工会の取組

- ・事業者BCPに関する国・県の施策の周知
- ・民間損保会社（東京海上日動火災保険株式会社、損保ジャパン株式会社、三井住友海上火災保険株式会社、あいおいニッセイ同和損保株式会社）と連携した損害保険の活用促進（ビジネス総合保険、経営者休業補償保険、休業対応応援共済、貯蓄共済等）
- ・鳥取県商工会連合会、鳥取県商工会議所連合会、鳥取県3者での大規模自然災害発生時に

おける各種支援協定を締結（令和元年8月20日）

2. 課題

- ・緊急時の対応及び協力体制について具体的な体制やマニュアルが整備されていない。
- ・感染症対策において、地区内小規模事業者に対して予防接種の推奨や手洗いの徹底、体調不良者を出社させないルール作りや、感染拡大時に備えてマスクや消毒液等の衛生品の備蓄、リスクファイナンス対策として保険の必要性を周知するなどが必要である。
- ・小規模事業者における個社別BCP計画策定が進んでいない。

3. 目標

- ・地区内の小規模事業者に災害・感染症等リスクを周知し、事前対策の必要性を認識させる。
- ・民間損保会社と連携した損害保険の活用促進
（ビジネス総合保険、経営者休業補償保険、休業対応応援共済、貯蓄共済等）
- ・発災後速やかな復興支援策が行えるよう、また域内において感染症まん延時には速やかに拡大防止措置を行えるよう、災害対応体制、関係機関との連携体制、小規模事業者の被害情報収集・連絡体制を平時から構築する。

4. その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに県へ報告する。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

(1) 事業継続力強化支援事業の実施期間

令和4年3月1日（※最短で申請予定日の1か月以降の日）～令和8年3月31日
（※令和3年度から5年後の事業年度末日を記載）

(2) 事業継続力強化支援事業の内容

三朝町商工会と三朝町の役割分担、体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

ア 事前の対策

以下のとおり三朝町商工会と三朝町が事前の対策に取り組み、自然災害発災時や感染症発生時に混乱なく応急対策等に取り組めるようにする。

① 小規模事業者に対する災害等リスクの周知

- ・ハザードマップ等を用いながら、事業所立地場所の自然災害等のリスク及びその影響を軽減するための取組や対策（事業休業への備え、水災補償等の損害保険・共済加入、行政の支援策の活用等）について説明する。
- ・商工会報や市町村広報誌、ホームページ、メールマガジン等において、国の施策の紹介や、リスク対策の必要性、損害保険の概要、事業者BCPに積極的に取り組む小規模事業者の紹介等を行う。

② 小規模事業者のBCP策定支援

- ・小規模事業者のBCP策定状況を把握するとともに、小規模事業者に対し、事業者BCP（即時に取組可能な簡易的なものを含む）の策定による実効性のある取組の推進や、効果的な訓練等について指導及び助言を行う。
- ・事業継続の取組に関する専門家を招き、小規模事業者に対する普及啓発セミナーや行政の施策の紹介、損害保険の紹介等を実施する。
- ・新型コロナウイルス感染症は、いつでも、どこでも発生する可能性があり、感染の状況も日々変化

するため、事業者には常に最新の正しい情報を入手し、デマに惑わされることなく、冷静に対応することを周知する。

- ・ 新型コロナウイルス感染症に関しては業種別ガイドラインに基づき、感染拡大防止策等について事業者への周知を行うとともに、今後の感染症対策に繋がる支援を実施する。
- ・ 事業者へ、マスクや消毒液等の一定量の備蓄、オフィス内換気設備の設置、ITやテレワーク環境を整備するための情報や支援策等を提供する。

③ 商工会自身の事業継続計画の見直し・作成

- ・ 三朝町商工会は、平成26年に事業継続計画（危機管理マニュアル）を作成している。今後において、必要に応じて都度計画の見直しを行う。

④ 関係団体等との連携

- ・ 連携協定を結ぶ東京海上日動火災保険株式会社およびあいおいニッセイ同和損害保険株式会社と連携した、小規模事業者に対する災害リスクの周知、事業者BCPの策定支援を実施。
- ・ 感染症に関しては、収束時期が予測しづらいこともあり、リスクファイナンス対策として各種保険（生命保険や傷害保険、感染症特約付き休業補償など）の紹介等も実施する。
- ・ 関係機関への普及啓発ポスター掲示依頼、セミナー等の共催。

⑤ フォローアップ

- ・ 小規模事業者の事業者BCP等取組状況を確認する。
- ・ 三朝町商工会と三朝町で事業者BCPの推進について検討する場を設け、状況確認や推進方策等について協議する。

⑥ 当該計画に係る訓練の実施

- ・ 自然災害の具体的な想定（震度5弱の地震、河川の氾濫等）に基づき、三朝町、三朝町商工会、その他関係団体等との連絡ルートの確認等の訓練を実施する。

イ 発災後の対策

自然災害等発災時には、人命救助及び被災者の災害救助が第一であることを踏まえた上で、以下のとおり地区内の事業者支援対策を実施する。

① 応急対策の実施可否の確認

- ・ 三朝町商工会は、発災後速やかに職員の安否を確認（連絡網を整備し、メール等の情報手段を利用して安否や業務従事の可否を確認）し、その状況及び体制について三朝町と共有する。
- ・ 国内感染者発生後には、職員の体調確認を行うとともに、事業所の消毒、職員の手洗い・うがい等の徹底を行う。
- ・ 感染症流行や、新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条に基づき、政府による「緊急事態宣言」が出た場合は、三朝町における感染症対策本部設置に基づき三朝町商工会による感染症対策を行う。

② 応急対策の方針決定

- ・ 三朝町は、三朝町商工会と家屋被害や道路状況等大まかな被害状況を随時共有する。
- ・ 三朝町商工会は、地域内の事業者の大まかな被害状況を三朝町と共有する。
- ・ 三朝町商工会と三朝町との間で、被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決め、災害の規模に応じて必要な体制を取る。
（豪雨における例） 職員自身の目視で命の危険を感じる降雨状況の場合は、出勤をせず、職員自身がまず安全確保をし、警報解除後に出勤する。等。
- ・ 三朝町商工会は、職員全員が被災する等により地域内の事業者への応急対策ができない場合、対応可能な職員を踏まえ、業務の優先順位に応じて役割分担を決める。

(例：被害規模の目安は以下を想定)

被害規模	被害状況
大規模な被害がある	<ul style="list-style-type: none">・町内 10%程度の事業所で、「屋根や看板が飛ぶ」等の被害が発生している。・町内 1%程度の事業所で「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。・特定の地域内の事業所と連絡が取れない、もしくは交通網が遮断されており、確認ができない。
被害がある	<ul style="list-style-type: none">・町内 1%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。・町内 0.1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。
ほぼ被害はない	<ul style="list-style-type: none">・目立った被害の情報がない。

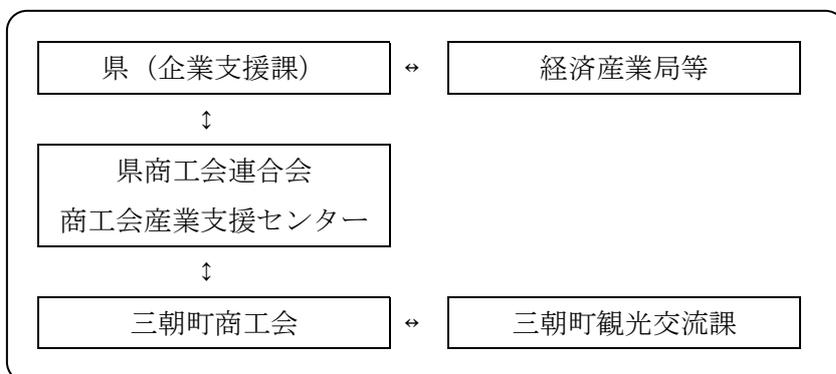
ウ 被害状況の県への報告

三朝町商工会は、事業者の被害状況に係る情報を、県（商工労働部企業支援課）に報告する。

【報告項目】

事業者名、所在地、業種、従業員数、被災日時、被害の状況、被害額（把握可能な場合のみ）、対応内容、復旧見込

■事業者の被害状況に係る連絡ルート



エ 発災時における指示命令系統・連絡体制

- ・自然災害等発生時に、町内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行うことができる仕組みをあらかじめ構築する。
- ・感染症流行の場合、国や都道府県等からの情報や方針に基づき、三朝町商工会と三朝町が共有した情報を県の指定する方法にて三朝町商工会又は三朝町より県へ報告する。

オ 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援

- ・三朝町と三朝町商工会は、相談窓口の開設について相談する（三朝町商工会は、国等の依頼を受けた場合は、特別相談窓口を設置する）。
- ・地区内小規模事業者等の被害状況の詳細を確認する。
- ・三朝町と三朝町商工会は、応急時に有効な被災事業者施策（国や県、市町村等の施策）について、地区内小規模事業者等へ周知する。

- ・感染症の場合、事業活動に影響を受ける、またはその恐れがある小規模事業者を対象とした支援策や相談窓口の開設等を鳥取県商工会連合会と連携して行う。

カ 地区内小規模事業者に対する復興支援

- ・三朝町商工会、三朝町、県等関係機関で協議の上、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う。
- ・被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、鳥取県商工会連合会・鳥取県商工会議所連合会・鳥取県が締結した「大規模自然災害発生時等の連携支援に関する協定」（令和元年8月20日締結）に基づき、他の地域からの応援派遣等を県や他地域の商工会・商工会議所等に相談する。

キ その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに県へ報告する。

(別表2)

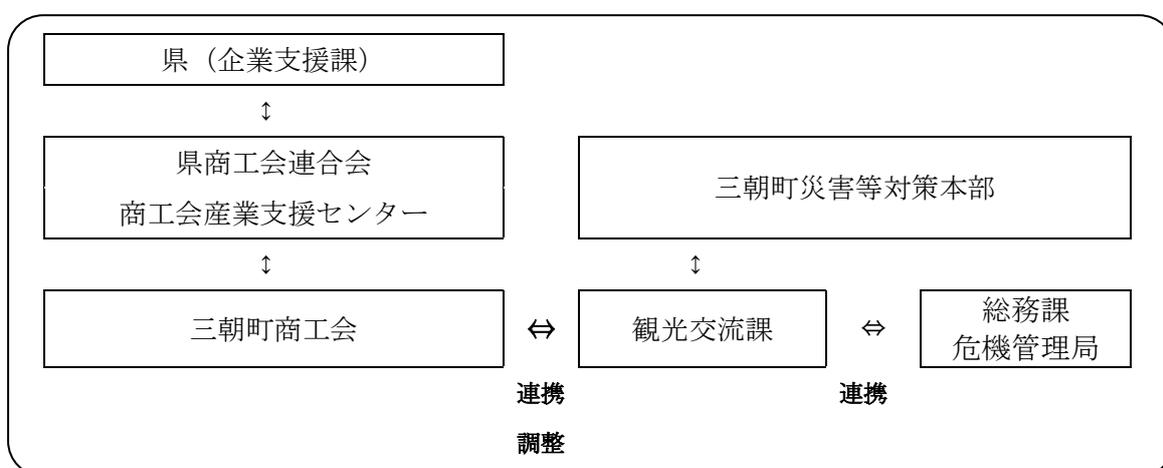
事業継続力強化支援事業の実施体制

事業継続力強化支援事業の実施体制

(令和3年12月現在)

(1) 実施体制 (商工会の事業継続力強化支援事業実施に係る体制/関係市町村の事業継続力強化支援事業実施に係る体制/商工会と関係市町村の共同体制/経営指導員の関与体制 等)

三朝町商工会：事務長1名、経営支援専門員1名、経営支援員1名、一般職員1名 計4名
三朝町町役場：観光交流課3名 危機管理局3名 計6名



(2) 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第5条第5項に規定する経営指導員による情報の提供及び助言に係る実施体制

①当該経営指導員の氏名、連絡先

氏名：小椋まみ

連絡先：0858-43-3131

②当該経営指導員等による情報の提供及び助言(手段、頻度等)

- ・本計画の具体的な取組や実行
- ・災害リスクの周知、事業所BCPの策定支援等の進捗管理、見直し

(3) 商工会、関係市町村連絡先

①三朝町商工会

〒682-0123 鳥取県東伯郡三朝町三朝 973-1

TEL: 0858-43-3131 /FAX: 0858-43-2929

E-mail: misasa-sci@tori-skr.jp

②三朝町

〒682-0121 鳥取県東伯郡三朝町大瀬 999-2

TEL: 0858-43-1111 /FAX: 0858-43-0647

E-mail: kankou@town.misasa.tottori.jp

(4) その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに県に報告する。

(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	R4 年度	R5 年度	R6 年度	R7 年度	R8 年度
必要な資金の額	200	200	200	200	200
1. BCP セミナー	100	100	100	100	100
2. 専門家派遣	100	100	100	100	100

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
鳥取県交付金 等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

(別表4)

事業継続力強化支援計画を共同して作成する商工会又は商工会議所及び関係市町村以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

連携して事業を実施する者の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあっては、その代表者の氏名	
連携して実施する事業の内容	
① ② ③ ・ ・ ・	
連携して事業を実施する者の役割	
① ② ③ ・ ・ ・	
連携体制図等	
① ② ③	